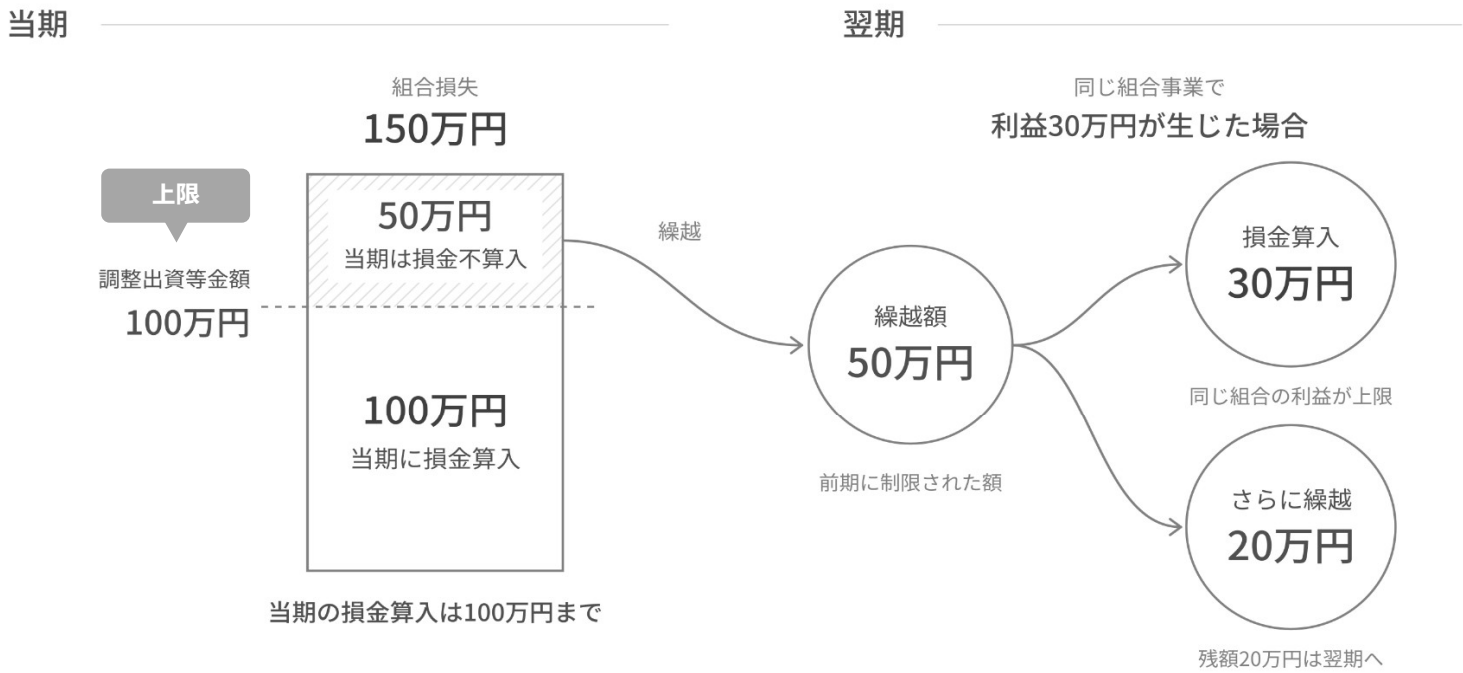
組合損失の損金算入の上限について



※ 調整出資等金額を上限とする制限が適用される例です。損失全額が不算入となる場合や他の調整は省略しています。
※ 調整出資等金額は、出資額等を基礎に税務上計算する金額であり、当初の出資額とは限りません。
※ 翌期以降の損金算入には、確定申告書の継続提出等の要件があります。